

令和4年長浜市農業委員会12月定例総会会議録

令和4年12月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（18人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	4番	多賀 正和	6番	森川 ゆり
	7番	廣部 重嗣	8番	森 勘十
	9番	橋本 治太郎	10番	村方 義昭
	11番	伊藤 泰子	12番	尚永 稔
	14番	北川富美子	15番	大塚 高司
	16番	阿辻 康博	17番	小畑 義彦
	18番	池田 美由紀	19番	二矢 秀雄

2. 会議に欠席した委員

3番 家倉 和行 20番 西橋 絹子

3. 会議に出席した職員

局長 今庄 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則
副参事 近藤 英昭、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第104号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第105号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第106号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第107号	農用地利用集積計画案について
議案第108号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第109号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

8 番 森 勘十 10 番 村方 義昭

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和4年12月定例総会を開催させていただきます。今年は昨年を引き続き、コロナ禍の大きな影響や、ロシアのウクライナ侵攻により、米価下落や資材高騰で収穫の秋を喜べない、厳しい1年となってしまいました。農林水産省は2023年産の主食用米の需要は680万トンと、昨年に続き700万トンを下回るとの見通しを示しました。この見通しの需要に応じた水稻作付面積は、2022年産より2万ヘクタール減らす必要があるうえ、コロナ禍の影響は織り込んでおらず、需要はさらに減る可能性もあるため、まだまだ不安な状況は続きそうです。しかしながら、スポーツでは、サッカーWカップ、カタール大会が開催されており、日本代表史上初の8強入りは逃したものの、格上のドイツ、スペインの激闘は大きな感動を残してくれました。12月に入り今年も残すところ一ヵ月を切りましたが、委員の皆様には、農閑期の今こそお身体をご自愛いただき、来年も始まる多忙な農作業の充電期間としていただきたいと思います。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内18名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、11月8日、多賀町農業委員会が視察研修会ということで、非農地通知の取組み及び手続きについて、また、人・農地プランの作成に対しての農業委員のかかわり方について、研修会が高月支所で開催されましたので、会長、副会長に出席していただきました。11月15日、ながはま

アグリネットワークの交流会が、高月町のヨコタ農園で開催されました。農業を通じて多くの方々とつながりあえる場所としてオープンされました、農園カフェ、リアンにおいて意見交換が行われました。11月18日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありませんでしたので、職員は出席しておりません。11月21日、農地利用の最適化に向けた研修会が、守山市民ホールで開催され30の方が研修を受講されました。11月29日、3年ぶりに県内先進地視察研修会が、甲賀市の、るシオールさんと小佐治集落さんで開催され、28名の方に参加いただきました。どちらも、農業に前向きで元気をいただけた研修となりました。12月1日、全国農業委員会会長代表者集会が東京で開催されました。会長と次長に出席していただいております。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が9件、4条申請が2件、5条申請が11件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替承認申請、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積、下限面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る12月5日に、当番委員、1番の八若和美委員、18番の池田美由紀委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

12月1日、全国農業委員会会長代表者集会に東京へ行ってまいりました。土はなく、階段やエスカレーターばかりで大変でした。集会後、衆議院議員の方へ要望書を提出して参りました。東京都は本当に人が多く、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が多いのも分かります。しかし、滋賀県におきましても、新規感染者数が増えてきております。増加現象がおきているなか、感染状況が完全になくなるという見通しが立たないようでございます。各自ご自愛いただきたく思います。本日、例年通り今年の漢字が京都の清水寺で書かれるようでございます。皆さんはどんな漢字を思い浮かべるのかわかりませんが、私が思い浮かべる字は、苦しいという字の、苦、です。生産が上がらず苦しい、資金繰りに苦しい、苦、という字しか思い浮かびません。皆様方はどうでしょう。人それぞれ、考え方、あるいは感じ方によって違うのではないかと思います。また、いよいよ農閑期となりましたら、麦の成長が早く、もう芽が出でまいりました。今後、雪が降り、成長が抑えられる

のか、それともどんどん伸びてくるのかはわかりませんが、麦の生育のスタートは良い状況でございます。この1年を振り返りますと、皆様方、大変ご苦勞様でございました。先日の県内先進地視察研修会では、もう少し充実した内容でできると良かったのですが、このようなご時世でございますのでご了承いただければと思います。しかし、この1年は農作業中の事故などがなく過ごせたとのことで、反省もさることながら来年度も頑張ってくださいよう、年末年始を過ごしていただきたく思います。

本日の欠席通告欠席委員の報告、3番の家倉和行委員、20番の西橋絹子委員の欠席通告をいただいています。

議事録署名委員報告、8番の森勘十委員、10番の村方義昭委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いします。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和4年12月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は7件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田2筆、374㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は区画整理事業用地、西は道路、南と北は区画整理事業用地です。

番号2、土地の表示、室町地先、田1筆、26.53㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は区画整理事業用地、西は道路、南と北は区画整理事業用地です。

番号3、土地の表示、室町地先、田1筆、152.53㎡を一般住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は区画整理事業用地、南は道路、北は水路です。

番号4、土地の表示、室町地先、田1筆、456.31㎡を一般住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南と北は区画整理事業用地です。

番号5、土地の表示、室町地先、田1筆、820.38㎡を一般住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は区画整理事業用地、

南は里道、北は道路です。

番号6、土地の表示、室町地先、田6筆、1,169.28㎡を一般住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況として、北西側、東は道路、西は区画整理事業用地、南は宅地、北は道路です。南側、東と西と南は道路、北は区画整理事業用地です。

番号7、土地の表示、室町地先、田2筆、163.87㎡を資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南と北は区画整理事業用地です。

今月の4条届出案件の全てが、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから、一般的な地番と異なります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年12月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、加納町地先、田1筆、446㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は里道、西は道路、南は田、北は道路です。

番号2、土地の表示、西上坂町地先、田1筆、998㎡を売買により倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東と西は田、南は譲渡人所有田、北は宅地です。

番号3、土地の表示、相撲町地先、畑1筆、778㎡を売買により住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位

置します。周囲の状況は、東は里道、西は宅地、南は水路、北は譲渡人所有田です。

番号4、土地の表示、口分田町地先、田1筆、1,004㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は雑種地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年12月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計14筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田14筆、32,071㎡の解約です。番号1は、農地利用円滑化事業によ

る解約で、耕作目的による解約です。番号2、3は中間管理事業による解約で、耕作者変更による解約です。番号4から番号14は相対による解約で、全て耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第104号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第104号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年12月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が9件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、堀部町地先の田1筆、2, 605㎡を公売にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で現地を確認したところ、水稻の作付けがされておりました。譲受人は令和4年10月18日開催されました、長浜市公告第152号による公売で落札され申請されたものです。また、権利取得理由が公売のため、譲受人の単独申請になっています。

番号2、土地の表示、大路町地先の畑1筆、494㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地確認をしたところ、果樹の栽培がされておりました。申請地は、現状譲受人が管理しており、譲渡人と譲受人で所有権移転の話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、南浜町地先の畑1筆、352㎡を使用貸借にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の畑で現地を確認したところ、耕作がされておりました。本案件は、11月定例総会で議決された空き家に付随する農地等指定農地の案件です。

番号4、土地の表示、南田附町地先の畑1筆、406㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、耕作放棄地でした。本案件は、11月定例総会で議決された空き家に付随する農地等指定農地の案件です。

番号5、土地の表示、西浅井町菅浦地先の田5筆、6, 656㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、耕作放棄地でした。譲受人は申請地集落に住居を購入し、移住される予定です。移住を期に農業を始める計画をされ、申請地を相続されたが管理できない譲渡人と話がまとまり売買で申請されたものです。

番号6、土地の表示、曾根町地先の田1筆、1, 046㎡を売買にて権利を取得されるものです。

申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の作付けがされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、石田町地先の畑1筆、148㎡を使用貸借にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、耕作がされておりました。本案件は、11月定例総会で議決された空き家に付随する農地等指定農地の案件です。

番号8、土地の表示、西主計町地先の田1筆、499㎡と、畑2筆、244㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田と畑で、現地確認をしたところ、耕作がされておりました。譲渡人は申請地集落に居住しておらず管理ができないため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号9、土地の表示、西浅井町中地先の田2筆、2,428㎡、畑1筆、699㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田と白地の畑で、現地を確認したところ管理がされておりました。本案件は、11月定例総会で議決された空き家に付随する農地等指定農地の案件です。

以上、番号1から9につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第104号かかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第104号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第104号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第105号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第105号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年12月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第105号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる11月22日に、農地等調査委員会の將亦委員長、2番の中川半弥委員、6番の森川ゆり委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和4年12月5日に1番の八若和美委員、18番の池田美由紀委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、大依町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、大依町地先、田2筆、703㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。今回、申請人が土地の境界確認を行う際に、申請地の登記簿等を調査したところ、昭和55年及び昭和62年に、申請人の先代が農地転用許可を受けずに、家屋及び倉庫を建築していたことが判明したものです。今後は許可を得ずに農地を造成する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透及び敷地西側の道路側溝に排出されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、木之本町木之本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、木之本町木之本地先、田、638㎡、転用目的を共同住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、造成されております。今回、申請人が相続した土地に共同住宅の建築を検討し、土地の状況調査を行ったところ、申請人の先代が、昭和50年代の中頃に、農地転用許可を得ずに自営業の為の資材置場として造成されていたことが判明したものです。今後は許可を得ずに、農地を造成する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。なお、共同住宅については、後に説明します5条申請案件の敷地と合わせて共同住宅を整備される計画となっております。

現地調査を行った結果、雨水排水は共同住宅を建築する際に、敷地の西側に擁壁を設置するとともに、敷地内の側溝を通じて南側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第105号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第105号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第106号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第106号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年12月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第106号につきましては、今月の締切までに11件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第105号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

申請番号1、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、農産物販売施設に係るものは例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告いただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、東上坂町地先、田2筆、畑1筆、512.70㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は道路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の北側で農産物販売施設を設置しており、来客用駐車場が足りず路上駐車が発生するため、同施設の来客用駐車場を拡充する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。

なお、この案件は6月の定例総会において、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外審査案件として上程されたもので、法律に基づく手続きを経て、計画変更の公告が完了したため申請されたものです。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意を得

られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

（池田委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、東上坂町地先、田1筆、畑1筆、729㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は一般住宅建設業を営んでおり、北郷里地域の顧客が多いことから、同周辺地域において建築資材置場を探していたところ、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排水される計画となっており、隣接農地もないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、東野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

（八若委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、東野町地先、畑、1,238㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場及び駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は雑種地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の東側で機械部品製造業を営んでいる個人経営者で、施設前で製造に必要となる資材の積み下ろしをしているものの、かなり手狭となっており、施設横に資材の積み下ろしができるスペース、資材置場、及び従業員等の駐車場スペースを確保する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、傾斜地であることから下流の宅地に配慮され、低盛土とし、雨水、排水については、自然浸透で排水される計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、木之本町木之本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び

隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

（池田委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、木之本町木之本地先、田、1,220㎡、契約内容は売買で、転用目的を共同住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は水路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は共同住宅の建築を計画し、周辺に商業施設等がある該当地を購入できる話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、施設内の側溝を通じて敷地北側の道路側溝に排水される計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。申請地は都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

（八若委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、内保町地先、田、345㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は実家近くで住宅建築を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排水される計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、木之本町木之本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、木之本町木之本地先、田、1,254㎡、契約内容は売買で、転用目的を共同住宅及び長屋住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、自身の土地とすぐ隣の土地を埋め立てして、共同住宅の建築を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水は、敷地内の側溝を通じて、敷地南側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。なお、自身の土地については、議案第105号、番号2で説明させていただいた農地法4条許可申請案件です。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、木之本町木之本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、番号6と関連があることから、引き続き、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、木之本町木之本地先、田、54㎡、契約内容は贈与で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは、譲受人の先代が同敷地を自身の土地と思い込んで、昭和60年頃に住宅を建築しておりましたが、今回、番号6の審議案件の申請地に共同住宅の建築が計画されて、土地の境界確認を行ったところ、自宅敷地の一部が越境していることが判明し、該当部分を分筆して、贈与を受ける話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、擁壁を設けて、敷地南側の道路側溝に排出されており、隣接農地への影響はないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、高月町渡岸寺地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。申請地は、駅及び支所から300m以内で、市街化傾向が著しい地域であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

（八若委員）

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、高月町渡岸寺地先、田、885㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地及び道路、西は農地、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の東側で自動車整備業を営んでおり、このたび、事業の拡大に伴い、駐車場及び車両のストックヤードが不足しているため、施設の駐車場及び車両の展示場を拡張する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、譲受人名義で土地を取得し、会社に賃貸する予定で申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の水路に排水される計画となっており、隣接農地に影響を与える恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号9、高月町柳野中地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものは例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

（池田委員）

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、高月町柳野中地先、畑、276㎡、契約内容は贈与で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は実家近くで住宅建築を計画し、祖父の所有地を譲り受けて住宅を建築する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地北側の道路側溝に排出する計画を立てており、また、譲受人からは、隣接農地所有者と協議の上、必要に応じて素掘り水路を設置する等、隣接農地に影響がでない方策を取るとの申出を受けており、許可相当と考えます。

なお、申請地には現在、農業用倉庫が建設されていますが、農地法に基づく手続きを行った上で建築されたものです。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号10、大寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。申請地は、駅及び支所から300m以内で、市街化傾向が著しい地域であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

（八若委員）

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は土地の表示、大寺町地先、田1筆、畑1筆、411㎡、契約内容は売買で、転用目的を休憩所とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の東側でグループホームを営んでおり、このたび、施設の横に入居者が散歩できる休憩所を設置する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排水される計画となっており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号11、高月町磯野地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

（池田委員）

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は土地の表示、高月町磯野地先、田1筆、畑1筆、267㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは譲渡人の先代が昭和58年頃に造成の上、駐車場として使用し、一部に車庫を建築しておりましたが、今回、相続した土地を地元に住居されている方に売買する話がまとまり、登記簿を確認したところ、地目が農地のままであることが判明したものです。今後は許可を得ずに農地を造成する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第106号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第106号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第107号、農用地利用集積計画、案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第107号、農用地利用集積計画、案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和4年12月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手7人に対して借り手が5人で、筆数は8筆、合計の面積で、5,241㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者5人、取得者6人、筆数は12筆、面積は37,170㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの利用権設定についてと記載されている番号1から番号8につきましては、相対により地元農業者に、利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの所有権移転について、と記載されている番号1から番号12につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号12、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

以上をもちまして、議案第107号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第107号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第107号、農用地利用集積計画、案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第108号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第108号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年12月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました、1番から6番までの6件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第108号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。私、13番の角田功、4番の多賀正和委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくだらないこととします。

裁決に移りたいのですが、私、角田功が参与制限対象委員に該当しますので、この件の裁決につきましては、將亦会長職務代理にお願いいたします。

(將亦会長職務代理)

それでは、議案第108号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(將亦会長職務代理)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

では議事進行を会長に戻させていただきます。

(会長)

次に、議案第109号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第109号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について。農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和4年12月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときはその面積と規定されており、今回、告示しようとするものです。今般告示を行う、指定の解除を行う別段の面積について、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。

以上をもちまして、議案第109号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第109号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第109号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和4年12月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和5年1月の農業委員会定例総会につきましては、令和5年1月12日、木曜日の午後1時30分になり、会場は、高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和5年1月の農地転用の現地調査につきましては、令和5年1月5日、木曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、19番の二矢委員、20番の西橋委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いします。

4点目、令和4年12月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年12月21日、水曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、3番の家倉委員、14番の北川委員です。よろしくお願いします。

5点目、全員協議会と農地最適化委員会の開催につきましては、令和4年12月23日、金曜日、午後1時30分から、高月支所3階、3B会議室で開催します。内容等につきましては、先日、ご案内させていただいたとおりでございます。まず、全員協議会ですが、初めに農政懇談会を開催させていただきます。これは、令和4年10月26日に市長に提出いただきました、令和5年度長浜市農業施策に関する意見書について回答を得た後に、市長部局と両委員の皆さまで意見交換を行っていただきます。折角の機会でありますので、積極的な意見交換の場となればと思っております。次に、鳥獣害対策特別委員会主催の研修会です。内容は鳥獣害対策について、DVDをご視聴いただく予定です。続きまして、農地最適化委員会を開催させていただきます。内容は農地利用状況調査の結果報告についてで、対象は農地最適化委員会所属の委員さんです。年末のあわただしい中とは存じますが、ご参加いただきますようお願いします。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)